

令和 7 年度嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務仕様書

1. 業務名

令和 7 年度嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務

2. 目的

一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査し、調査結果を集計及び分析することにより、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資する事などを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4. 業務内容

(1) ニーズ調査対象者名簿の作成

沖縄県介護保険広域連合が管理する被保険者台帳情報から対象者を抽出し、名簿を作成する。
対象人数はおよそ 2,700 人。

① 対象者

65 歳以上の高齢者（要介護 1 から 5 の認定を受けている方を除く）

② 対象地域

町内全域

(2) 調査票の作成

調査項目は、国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目を基本として、地域の実情に応じた設問を追加する。ただし、国が示した設問項目に対する一切の変更を行わないものとする。

(3) 調査票の印刷及び郵送による配布・回収

① 調査票及び配布・回収用封筒の印刷について

ア 調査票の印刷は受託者で行う。

イ 調査票郵送用封筒（角 2 サイズ・片面 1 色・糊付）の印刷は受託者で行う。

ウ 返信用封筒（角 2 サイズ以上、片面 1 色・糊付）の印刷は受託者で行う。

エ 対象者の発送用宛名シールは受託者で用意する。

オ 対象者の発送用宛名シールの印刷及び貼り付けは受託者で行う。

② 調査票の郵送（封入等）作業

- ア 調査票及び調査依頼文等の封入等は受託者で行う。
- イ 調査票の郵送による配布・回収は受託者で行う。
- ウ 回収郵送費は、受託者の料金受取人払いとする。
- エ 本調査にかかる想定外の郵便料金についても、全額受託者負担とする。

③ 回収率について

郵送による回収率を 60%程度と設定する。回収率が想定収率に満たない場合は、督促状を郵送する。

④ 調査時期（予定）

令和 7 年 10 月

(4) 調査票（回収）の点検・整理・データ入力作業

- ① 回収した調査票は点検・整理のうえ、受託者で入力する。
- ② 業務委託期間終了後、回収した調査票は返却すること。

(5) 調査票の集計・分析

- ① 入力したデータは、単純集計及びクロス集計等を行うこと。
- ② 国の示す、地域包括ケア「見える化」システムにニーズ調査結果データを登録できる CSV 入力仕様を用いること。
- ③ 自由回答欄についてもすべて入力すること。
- ④ 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、行政区別、年齢階級別に現状・課題を分析すること。
- ⑤ 分析コメント、調査結果の統括を行うこと。
- ⑥ 調査結果について報告会を行うこと。

5. 提出書類

- (1) 業務実施計画書（契約締結後 5 日以内）
- (2) 業務責任者及び連絡先の提出（契約締結後 5 日以内）

受託者は、本業務に関する責任者を任命し、その進捗状況を管理するとともに、委託者の要求に応じ進捗状況の報告を行うものとする。なお、事業の進捗が停滞しないよう責任者及び受託者は適切な対応を図ること。

- (3) その他委託者が必要とする書類

6. 成果品の納入

- (1) 報告書印刷製本（A4 版縦） 8 部
- (2) 調査結果概要版印刷製本（A4 版縦） 8 部
- (3) 報告書、調査結果概要版、報告会資料の電子データ
- (4) 調査票集計の電子データ
- (5) 地域包括ケア「見える化システム」登録用 CSV データ
- (6) 事業報告書

7. 成果品の納入期限

令和 8 年 2 月末

8. その他

- (1) 受託者は、本事業を遂行するにあたり、十分な知識と経験を有する者を配置し的確かつ迅速に履行するよう努めること。
- (2) 調査にあたっては、調査対象者のプライバシー保護に万全を期すとともに、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報については、個人情報の保護に関する条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な取り扱いに努めなければならない。
- (4) この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。